

## 住宅宿泊事業届出書に係る添付書類一覧

令和元(2019)年9月20日改正

		必要書類	根拠等	留意事項
共通		住宅の登記事項証明書	規則第4-4-1-ホ	※システムの利用法により変更の可能性あり。 原本又は登記情報提供サービスにおいて発行される照会番号。
		住宅の図面	規則第4-4-1-チ	以下の事項及び安全措置に係る内容(別添「安全措置について」参照)を明示した図面。 (1)台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 (2)住宅の間取り及び出入口 (3)各階の別 (4)居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積
		誓約書	規則第4-4-1-カ 規則第4-4-2-二	・法人の場合は様式Aにより、法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号の欠格事由に該当しない旨を記載した書面であって、署名又は押印があるもの。 ・個人の場合は様式Bにより、法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれの欠格事由にも該当しない旨を記載した書面であって、署名又は押印があるもの。
		消防法令適合通知	ガイドライン	消防部局の発行する消防法令適合通知書。
共通 (法人・個人)	入居者の募集が行われている家屋の場合	入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類	規則第4-4-1-ヘ	当該募集の広告紙面の写しや賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真その他の入居者の募集が行われていることを証明する書類。
	随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋の場合	当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類	規則第4-4-1-ト	届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写しその他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類。
	届出者が賃借人の場合	賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転賃を承諾したことを証する書面	規則第4-4-1-リ	—
	届出者が転借人の場合	賃借人及び転賃人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転賃物の転賃を承諾したことを証する書面	規則第4-4-1-ヌ	—
	住宅がある建物が2以上の区分所有者が存在する建物で居住の用に供する専有部分のあるものである場合	専有部分の用途に関する規約の写し 管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類 (※規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合)	規則第4-4-1-ル 規則第4-4-1-ヲ	— 届出者が管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した誓約書(様式C)又は本法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類。
	住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合	法第34条の規定により交付された書面の写し	規則第4-4-1-フ	管理受託契約の締結に係り、法第34条に基づいて住宅宿泊管理者から交付される以下の事項を記載した書面の写し。 (1)住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅 (2)住宅宿泊管理業務の実施方法 (3)契約期間に関する事項 (4)報酬に関する事項 (5)契約の更新又は解除に関する定めがある時は、その内容 (6)その他国土交通省令で定める事項
届出者が法人の場合	定款又は寄付行為		規則第4-4-1-イ	・商号、事業目的、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているものであって、現在効力を有するもの。 ・外国法人においては、日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、上記内容の記載があるもの。
	登記事項証明書		規則第4-4-1-ロ	外国法人においては、日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、法人名、事業目的、代表者名、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載があるもの。
	役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書		規則第4-4-1-ニ	外国籍の役員においては、日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しないことを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出すること。
届出者が個人の場合	届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書		規則第4-4-2-ロ	外国籍の届出者においては、日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しないことを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出すること。当該書類が存在しない場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に相当するものに該当しない者であることを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出すること。
	営業に関し成年者と同様の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合	法定代理人の登記事項証明書	規則第4-4-2-ハ	外国法人においては、日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、法人名、事業目的、代表者名、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載があるもの。
	届出者の本人確認情報が確認できない時	住民票の抄本又はこれに代わる書面	規則第4-5	外国籍の届出者においては、住民票の抄本の提出ができないときは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍などの記載のあるものに限る。

※官公署(日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。)が証明する書類は、届出日前3月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出すること。